

## 「事業計画策定ガイドライン改正案」に関する意見公募の実施結果について

平成31年4月1日 掲載  
経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

「事業計画策定ガイドライン」の改正に向け、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。  
御協力ありがとうございました。

### 1. 実施期間等

#### (1) 意見募集期間

平成31年2月15日（金）～平成31年3月16日（土）

#### (2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送、FAXにより御意見を募集。

### 2. 提出意見数

42件

### 3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

**「事業計画策定ガイドライン改正案」に関する意見公募の実施結果について(別紙)**

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>1. 全電源に共通する事項に関する御意見(廃棄等費用の積立てに関するもの以外)</b>		
1	<p>総則に「FITからの自立化」と追記されているが、FITからの自立化を図った上で、2030年度までに再生可能エネルギーが電源構成の22～24%を達成できるのか疑問である。具体的な対策はあるのか。FITからの自立化とは、法律で定めた制度を無くすということであり、いささか乱暴ではないか。太陽光発電事業者の倒産等に拍車がかかるのではないかと。FIT制度は失敗だったということか。</p>	<p>エネルギーミックスは、2030年度の再エネ比率22～24%をFIT制度による国民負担約3兆円で実現するという見通しです。現在、FIT制度によって電気料金に上乗せされる国民負担は年間2兆円を超える水準にまで増大しているため、今後、十約1兆円の国民負担で再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。また、第5次エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)においては、再生可能エネルギーの主力電源化を図る旨を掲げており、他の電源と比較して競争力ある水準までの発電コストの低減とFIT制度からの自立化を進めていくことが重要だと考えています。そのため、まずは現行FIT制度の下でコスト低減の加速化を図るため、中長期の価格目標の設定、その目標に向けたトップランナー方式による調達価格の低減、競争を通じてコスト低減を図る入札制度の徹底等を進めています。</p> <p>また、FIT制度は、再エネ電気を固定価格で買い取ることで、現時点では発電コストの高い再エネ電源について投資回収の予見可能性を確保し、導入の促進を図るものですが、中長期的には、コスト低減の実現により、FIT制度から自立した形で導入が拡大していくことを目指しているものです。したがって、将来的なFIT制度からの自立化を目指すことはFIT制度の趣旨に沿ったものであり、御指摘は当たらないと考えています。</p>
2	<p>遵守事項が認定基準のどの条文に基づくものかわかりづらい。明確にすべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、それぞれの遵守事項がどの認定基準に基づくものであるか、明確化しました。</p>
3	<p>改正案中の「望ましい」という文言に意味があるのか。例えば、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)改正案では、「モジュール・ケーブルの発火に対する対策等の講じられた設備を使用することが望ましい」と記載されているが、「望ましい」とするだけでは、発火対策のされていない安価なケーブルを使用する事業者が出てきてもおかしくないのではないかと。</p>	<p>御指摘の「望ましい」という記載については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)の目的に沿った適切な事業を実施を促すために注意喚起を行うものです。</p> <p>いずれにせよ、再生可能エネルギー発電設備の設計に当たっては、各事業計画策定ガイドラインの第1節に規定した開発計画に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い、発電設備の設計を行うことが既に遵守事項とされており、引き続き、再生可能エネルギー事業者には適切な設備の設計を求めていく考えです。</p>
4	<p>調達価格等の変更事由について、「認定取得後に事業計画を変更すると、当初認定の取得時期や変更内容次第で、調達価格が当該変更の認定時の年度の価格に変更される場合があることに留意が必要である。」と記載されているが、この部分の「認定」とは、設備認定ではなく、事業計画認定又はみなし認定であることを明記すべきである。</p>	<p>認定取得後に一定の変更認定を受けると最新の調達価格が適用される(調達価格が変更される)仕組みについては、改正FIT法に基づく事業計画認定だけでなく、旧FIT法に基づく設備認定の時代から継続しているものであり、御指摘の「認定」については、事業計画認定やみなし認定に限るものではありません。</p>
5	<p>調達価格等の変更事由として、運転開始前後に出力を増加させた場合や運転開始前に出力を10kW以上かつ20%以上減少させた場合が例示されているが、この部分の「出力」とは、送電端出力であることを明確にすべきである。</p>	<p>御指摘の「出力」は、再生可能エネルギー事業計画の発電設備の出力を指すものであり、必ずしも送電端の出力と一致するものではありません。</p>
6	<p>標識の項目名を変更した理由は何か。項目名を変更しても、記載する内容は変わらないのか。ガイドライン変更後も以前の項目名の標識を掲示して問題ないのか。新しい項目名に対応した標識を作成するまでの対応期間はとるのか。</p>	<p>今回標識の項目名を変更した理由は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「FIT法施行規則」という。)の様式で規定する事業計画と表記を合わせるためです。なお、記載内容が同等であれば、以前の項目名で標識を設置しても問題ありません。</p>
7	<p>特に50kW未満の太陽光発電事業者には個人も多いため、個人情報保護の観点から、標識の記載事項を見直すべきではないか。</p>	<p>50kW未満の発電設備で事業を行う者であっても、再生可能エネルギー発電事業を行う「事業者」であることに変わりはなく、その事業に関して透明性を図ることは、地域との共生を図り、責任ある事業を行っていただく観点から重要なことと考えています。</p>
<b>2. 廃棄等費用の積立てに関する御意見</b>		
8	<p>10kW以上の太陽光発電設備について、「積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行うこと」とされているが、積立てを義務化するのか。その場合、何らかの方法で確認するのか。計画どおりに積立てを行っていなかった場合には、指導などの対象となるのか。</p>	<p>太陽光発電(10kW以上)については、2018年4月の本ガイドラインの改訂により、既に廃棄等費用の積立てを義務化しており、今回の改正は、より分かりやすい表記に適正化するものです。</p> <p>また、2018年7月より、FIT認定を受けた再生可能エネルギー事業者の義務である定期報告(運転費用報告)に廃棄費用に関する項目を追加することにより、廃棄等費用の積立計画・進捗状況の報告についても義務化しました。この報告の結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、FIT法第12条に基づき指導や同法第13条に基づく改善命令などの対象となります。</p>
9	<p>廃棄等費用の積立てを行うため、運転開始時に撤去費用相当額(利息相当分割引後)を資産除去債務として計上し、調達期間終了時に撤去費相当額の資産除去債務が残る形で運用している。この手法が「積立て」に該当するか確認したい。該当しない場合、具体的な積立ての手法やその確認方法を示してほしい。</p>	<p>本ガイドラインにおいて、廃棄等費用の積立ての方法については特に指定していません。</p> <p>なお、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度については、①原則として外部積立を求め、発電事業者等から積立金を差し引くことにより、費用負担調整機関が源泉徴収的に積立てを行うことを基本とする、②長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者については、内部積立を認めることも検討する、という方向性の下で、専門的視点からの検討の場を設けて、具体的な制度設計を検討していく予定です。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	「廃棄等費用の見積り取得が困難である場合には、FIT法に基づく調達価格の算定において想定している資本費の5%以上が一つの目安となる」とされているが、接続費には送配電事業者が設備を所有する設備も含み得るため、接続費を含む資本費を算出根拠に用いることは適当ではないのではないか。資本費の定義を明確にすべきである。	太陽光発電(10kW以上)については、調達価格等算定委員会の意見において、接続費を含めた資本費の5%を廃棄等費用として想定するとの意見が取りまとめられており、この意見を尊重して、調達価格等の設定を行っています。御指摘の記載は、この点を踏まえたものです。いずれにせよ、「調達価格の算定において想定している資本費の5%」は一つの目安にすぎず、各再エネ発電事業者において、発電事業が終了した時点で必要となる太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用を算定し、積立てを行っていただくことが必要です。
<b>3. 事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に関する御意見</b>		
11	調達価格等の変更事由については、2018年度の変更認定申請の提出期限より前に公表することが必要ではないか。検討していた変更が、2019年度以降は調達価格の変更事由となり、事業者にとって不利益となる。施行後、調達価格が変わらない一定期間を設けるなどの配慮が必要である。	調達価格等については、その調達価格等がどのような事業に適用されるかを含め、FIT法第3条第1項において、毎年度、当該年度の開始前に定めなければならないこととされており、この規定に基づいて、適切な時期に決定しています。なお、今回改正される調達価格等の変更事由は、2018年10月22日から同年11月21日の間に意見公募を行い、同年12月5日及び同月21日に公示したその結果に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件(平成29年経済産業省告示第35号。以下「価格告示」という。)において規定されるものです。改正の内容については、2018年12月5日及び同月21日に結果を公表済みであり、本ガイドラインの改正によって新たに変更されるものではありません。
12	「合計出力の3kW以上若しくは3%以上の増加又は20%以上の減少」が調達価格の変更事由とされているが、長期安定的な事業運営の確保と適切な維持管理の観点等から、条件を限定した上で、調達価格の変更を免除する運用をお願いしたい。	調達価格等の変更事由は、価格告示において規定されるものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。
13	事業性を確保するため、又は電力会社から蓄電池の設置を求められているため、蓄電池の設置が必要である。事後的な蓄電池の変更は、調達価格等の変更事由とすべきではないのではないか。	調達価格等の変更事由は、価格告示において規定されるものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。
14	調達価格等の変更事由に関する表3中の「※4」で「当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を区分計量できる場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。」という記載があるが、どの部分に係るものか。調達価格等の変更事由から除外するという趣旨か、「太陽電池の合計出力が設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池をPCSよりも太陽電池側に新設又は増設する変更」から除外するという趣旨か。解釈の余地のない文言に修正するとともに、明確化した上で再度意見公募を行うべきである。	御指摘の箇所は、価格告示に規定される調達価格等の変更事由について解説したものです。具体的には、過積載を行っている太陽光発電設備において、FIT認定取得後に、PCSより太陽光パネル側に蓄電池を事後的に新增設し、この蓄電池に充電した電気を逆流させる場合は、調達価格等の変更事由になることを示しています。その上で、「※4」の「また」以下に記載しているとおり、蓄電池からの逆流を区分計量し、その電気をFIT外で売電する場合の変更については、例外として調達価格等の変更事由から除くこととしています。
15	事業性を確保するため、又は電力会社から蓄電池の設置を求められているため、蓄電池の設置が必要である。「PCSの出力が50kW未満である場合であっても、(i)太陽電池の合計出力が50kW以上であって、蓄電池をPCSよりも太陽電池側に設置する場合、(ii)飛び地に太陽光発電設備を設置することにより複数構内をまたがる電線路を設置する場合については、電気主任技術者の選任が必要となる。」と追記することは不適切である。事後的な増設はともかく、新設の場合は電気主任技術者の選任は不要としてほしい。	御指摘の電気主任技術者の選任に係る記載は、電気事業法に基づく現行のルールを注意喚起のために明記したものであり、新たにルールを定めるものではありません。本ルールへの違反がある場合は、関係法令遵守義務違反として、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定取消しの対象となりますので、御注意ください。
16	「PCSの出力が50kW未満である場合であっても、(i)太陽電池の合計出力が50kW以上であって、蓄電池をPCSよりも太陽電池側に設置する場合、(ii)飛び地に太陽光発電設備を設置することにより複数構内をまたがる電線路を設置する場合については、電気主任技術者の選任が必要となる。」と追記されているが、既に蓄電池を設置している場合はどうなるのか。	御指摘の電気主任技術者の選任に係る記載は、電気事業法に基づく現行のルールを注意喚起のために明記したものであり、新たにルールを定めるものではありません。蓄電池が既設か新設かを問わず、PCSの出力が50kW未満である場合であっても、太陽電池の合計出力が50kW以上であって、当該蓄電池がPCSよりも太陽電池側に設置されている場合、電気主任技術者の選任が必要です。主任技術者を選任していない場合は、関係法令遵守義務違反として、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定取消しの対象となりますので、御注意ください。
17	「PCSの出力が50kW未満である場合であっても、(i)太陽電池の合計出力が50kW以上であって、蓄電池をPCSよりも太陽電池側に設置する場合、(ii)飛び地に太陽光発電設備を設置することにより複数構内をまたがる電線路を設置する場合については、電気主任技術者の選任が必要となる。」と追記することに賛成。	御指摘の電気主任技術者の選任に係る記載は、新たにルールを定めるものではありませんが、電気事業法に基づく現行のルールを注意喚起のために明記しています。
18	「太陽光発電に関する主な民間団体作成ガイドライン及び解説書」の表には、保守点検及び維持管理に関するものとして、2019年2月15日に日本電気協会が発刊した「自家用電気工作物保安管理規程(JEAC8021-2018)」も記載するべきではないか。	御指摘の表は、無償の出版物に限定して記載しているところ、「自家用電気工作物保安管理規程」は有償の出版物であるため記載していません。
<b>4. 事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)に関する御意見(メタン発酵バイオガス発電区分の取扱いに関するもの以外)</b>		
19	国民負担の抑制や地球温暖化対策等の観点から、バイオマスと石炭の混焼は有意義であり、引き続き、FIT制度の新規認定の対象とすべきである。特に、下水汚泥と石炭の混焼については、調達価格等の設定時にも石炭混焼が想定されており、エネルギーの地産地消にも資することから、引き続き、FIT制度の対象とすべきである。	バイオマスと石炭の混焼案件の取扱いについては、FIT法施行規則及び価格告示において規定されるものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。
20	シャフト炉式ガス化熔融による発電設備では、石炭を原料とするコークスを高融点のごみ対策・還元剤利用等の目的で添加するが、これは燃料としての使用を目的とするものではない。こうした目的で利用される石炭コークスを混焼するものについて、FIT制度の対象外とすることに反対である。	バイオマスと石炭の混焼案件の取扱いについては、FIT法施行規則及び価格告示において規定されるものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	副産物についても持続可能性の確保を求める旨が追記されているが、既に発電事業者は、現行ガイドラインに基づいて、現地調査等を通じて可能な範囲で持続可能性の確認を行い、長期安定的な燃料調達に努めている。事後的に副産物にも持続可能性の証明が求められる場合には、発電事業の継続的な運営に大きな影響が及ぶ懸念があり、副産物に対して追加的に持続可能性の確認を求めるべきではない。	2018年度の調達価格等算定委員会においては、持続可能性について、有識者や業界団体に対するヒアリング結果を踏まえ、現時点では確認を行っていないPKS等の副産物も、今後は既認定案件も含めて確認を行うべきであるという意見が取りまとめられました。また、同意見においては、持続可能性について、食料との競合等の観点も含め、詳細な検討は総合資源エネルギー調査会の下で専門的・技術的に行うこととされ、この場において、副産物の持続可能性の確認方法を決定するよう要請されました。この要請を踏まえ、可能な限り早急に検討を進めていく考えです。
22	副産物の持続可能性の具体的な確認方法については、総合資源エネルギー調査会で検討されることとなっているが、具体的な確認方法が決定していない現段階で、ガイドラインにおいて持続可能性の証明を求めることは不合理である。	2018年度の調達価格等算定委員会においては、持続可能性について、有識者や業界団体に対するヒアリング結果を踏まえ、現時点では確認を行っていないPKS等の副産物も、今後は既認定案件も含めて確認を行うべきであるという意見が取りまとめられました。また、同意見においては、持続可能性について、食料との競合等の観点も含め、詳細な検討は総合資源エネルギー調査会の下で専門的・技術的に行うこととされ、この場において、副産物の持続可能性の確認方法を決定するよう要請されました。この要請を踏まえ、可能な限り早急に検討を進めていく考えです。現時点で具体的な確認方法は決定していませんが、事業者の予見可能性を確保するとともに、注意喚起を行うため、副産物も持続可能性の確保が必要となる旨を本ガイドラインに明記することは適切であると考えています。
23	副産物の持続可能性の具体的な確認方法については、総合資源エネルギー調査会で検討されることとなっているが、現時点で想定される具体的な確認方法を例示すべきではないか。	2018年度の調達価格等算定委員会においては、持続可能性について、有識者や業界団体に対するヒアリング結果を踏まえ、現時点では確認を行っていないPKS等の副産物も、今後は既認定案件も含めて確認を行うべきであるという意見が取りまとめられました。また、同意見においては、持続可能性について、食料との競合等の観点も含め、詳細な検討は総合資源エネルギー調査会の下で専門的・技術的に行うこととされ、この場において、副産物の持続可能性の確認方法を決定するよう要請されました。この要請を踏まえ、可能な限り早急に検討を進めていく考えです。このため、具体的な確認方法について、現時点で予断を持って記載することは適切ではないと考えています。
24	パーム油に関する持続可能性の確認の経過措置について、運転開始時期、発電設備の発注及び燃料安定調達契約書等の締結の時期並びに確認の猶予について、それぞれ「2018年12月19日」、「2018年2月7日」及び「2021年3月31日」という基準が設けられているが、これらは「2018年12月19日23時59分59秒」、「2018年2月7日23時59分59秒」及び「2021年3月31日23時59分59秒」という理解でよいか。疑義なきようにされたい。	御理解のとおりです。
25	パーム油に関する持続可能性の確認の経過措置について、事業者に求められている持続可能性の確保に関する自主的取組及び自社ホームページ等での情報開示の内容を明らかにされたい。	持続可能性に係る確認の更なる経過措置については、調達価格等算定委員会において、事業者の自主的取組に加え、取組の内容及び燃料調達元の農園の情報を自社のホームページ等で情報開示することを前提に認めるとの意見が取りまとめられました。今回の記載は、この意見を踏まえたものです。自主的取組の内容及び燃料調達元の農園の情報は、第43回調達価格等算定委員会の配布資料4（一般社団法人バイオマス発電協会提出資料）p.2に記載されている「経過措置適用期間における液体バイオマス発電事業者の行動指針」及びこれに準じた取組を想定しています。自社ホームページ等で情報開示が必要となる内容は、既に改正案に記載のとおり、自主的取組の内容及び燃料調達元の農園に係る情報です。
26	パーム油に関する持続可能性の確認の経過措置について、2018年12月19日までに運転開始していない案件は、持続可能性の確認ができるまでは運転開始しないことが条件とされているが、この「持続可能性の確認」の具体的な内容を明らかにされたい。	御指摘の「持続可能性の確認」については、RSPO認証及び総合資源エネルギー調査会の下に設ける持続可能性基準に関する検討の場において今後決定される持続可能性基準により行います。
27	製油工場には多数の農園からパーム椰子が運ばれてくるため、農園の特定は容易ではないが、自主管理を通じて農園情報の入手に取り組み、パーム油の持続可能性の確認の経過措置の条件とされている自社ホームページ等での情報開示をできる限り行っていきたい。	持続可能性に係る確認の更なる経過措置については、調達価格等算定委員会において、事業者の自主的取組に加え、取組の内容及び燃料調達元の農園の情報を自社のホームページ等で情報開示することを前提に認めるとの意見が取りまとめられました。今回の記載は、この意見を踏まえたものです。「燃料調達元の農園の情報」については、燃料調達元の農園がしっかりと特定できる情報を自社ホームページ等で情報開示することが必要となります。
28	新規燃料の取扱いに関する記載があるが、パーム油を含めた主産物の利用については、温室効果ガスの排出量が大きい。現在新規燃料やパーム油を利用した発電事業に関係している者に対して注意を喚起するためにも、総合資源エネルギー調査会における持続可能性の確認方法の検討に関する箇所について、「食料との競合、燃料の加工プロセスにおける環境負荷、気候変動への影響、その他関係法令の遵守の観点を含めて」と検討内容を追記すべきではないか。	御指摘を踏まえ、追記します。



番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
29	バイオマス比率の変更について、運用上の基準・ルールが示されておらず、基準・ルールを明確にした上で、再度バイオマス比率の変更届出期間を設けるべきである。「燃料設備の故障に係る事由を原因とする年間実績における全体のバイオマス比率の減少については、設備の修繕に係る発注の確認を行った上で、連続する2年に満たない範囲で当該事由に配慮する」とあるが、「燃料設備の故障」にバイオマス燃料供給事業者の設備は含まれないのか。下水汚泥と石炭の混焼案件についても、ごみ処理施設の焼却施設におけるバイオマス発電設備と同様、バイオマス比率を変更しても調達価格の変更がないようお願いしたい。	バイオマス比率の変更に関する取扱いについては、既に2018年10月22日から同年11月21日の間に意見公募を行い、同年12月21日に公示したその結果に基づき、FIT法施行規則及び価格告示において規定されるものです。したがって、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。なお、御指摘の燃料設備の故障については、認定発電設備に係る燃料設備のことを指しており、燃料供給事業者の設備の故障は含まれません。
<b>5. メタン発酵バイオガス発電区分の取扱いに関する御意見</b>		
30	メタン発酵バイオガス発電区分について、原料を廃棄物に限定する合理的な理由を説明してほしい。	メタン発酵バイオガス発電については、廃棄物を前提に調達価格等の設定を行っており、主産物や副産物をメタン発酵によりガス化させたものを燃料として発電を行うことは、調達価格等の設定時に想定されていません。2018年度の調達価格等算定委員会では、こうした発電方法の取扱いについて議論を行い、直接燃焼が可能な原料をガス化することで社会的なトータルコストが増加し、その増加分を高い調達価格で買い取るにより国民負担を増大することや、主産物や副産物を原料とする場合、廃棄物と異なる燃料費を要することから、FIT制度からの自立化がより難しいことを踏まえて、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わないという意見が取りまとめられています。今回の記載は、この意見を尊重したものです。
31	メタン発酵バイオガス発電区分について、「具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られ、調達価格等算定委員会において結論が得られるまでの間、FITの新規認定を行わない」とされているが、FIT制度の対象としなければ事業が立ち上がらず、具体的なコストデータが得られないのではないのか。	御指摘の「コストデータ」については、運転開始後に再エネ発電事業者が提出する定期報告データを想定しているものではなく、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータであれば足りるため、御指摘は当たらないと考えます。
32	既に主産物や副産物に当たるものを原料としたメタン発酵バイオガス発電が操業しており、具体的なコストデータは得られているのではないのか。廃棄物以外を原料とするメタン発酵バイオガス発電についても、FIT制度の新規認定の対象とすべきである。	主産物や副産物をメタン発酵によりガス化させたものを燃料として発電を行う案件については、これまでに具体的なコストデータは得られておりません。
33	有価で飼料や家畜糞尿を購入し、メタン発酵バイオガス発電の原料として活用しつつ、消化液を農業用途で利用することで、リサイクルの推進・循環型社会の実現につながる。また、有価物を原料とする発電所の場合、廃棄物処分場の申請が不要であり、新規建設がしやすく、再エネの普及拡大に資する。木質チップ等と異なり、本来は不要物である飼料や家畜糞尿の費用が高騰することは考えられず、原料の安定供給も可能である。こうした中で、廃棄物以外を原料とするメタン発酵バイオガス発電について、FIT制度の新規認定を行わないことは、民間事業者による事業化を困難にするため反対である。	メタン発酵バイオガス発電については、廃棄物を前提に調達価格等の設定を行っており、主産物や副産物をメタン発酵によりガス化させたものを燃料として発電を行うことは、調達価格等の設定時に想定されていません。2018年度の調達価格等算定委員会では、こうした発電方法の取扱いについて議論を行い、直接燃焼が可能な原料をガス化することで社会的なトータルコストが増加し、その増加分を高い調達価格で買い取るにより国民負担を増大することや、主産物や副産物を原料とする場合、廃棄物と異なる燃料費を要することから、FIT制度からの自立化がより難しいことを踏まえて、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わないという意見が取りまとめられています。今回の記載は、この意見を尊重したものです。なお、FIT制度の支援対象とするか否かは、その「再エネ発電事業」に要する費用等に基づき判断されるべきであり、それに「関連する事業の収益性」等を勘案すべきものではないと考えています。
34	技術の進展により、主産物である原料についてもメタン発酵が可能である。FIT制度におけるメタン発酵バイオガス発電の対象を廃棄物に限定することにより、メタン発酵の可能性を狭めることにはないのか。	メタン発酵バイオガス発電については、廃棄物を前提に調達価格等の設定を行っており、主産物や副産物をメタン発酵によりガス化させたものを燃料として発電を行うことは、調達価格等の設定時に想定されていません。2018年度の調達価格等算定委員会では、こうした発電方法の取扱いについて議論を行い、直接燃焼が可能な原料をガス化することで社会的なトータルコストが増加し、その増加分を高い調達価格で買い取るにより国民負担を増大することや、主産物や副産物を原料とする場合、廃棄物と異なる燃料費を要することから、FIT制度からの自立化がより難しいことを踏まえて、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わないという意見が取りまとめられています。今回の記載は、この意見を尊重したものです。主産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電についても、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られれば、調達価格等算定委員会においてFIT制度における取扱いを検討いただくものであり、御指摘は当たらないと考えます。
35	バイオガス発電は瞬時に発電を開始・停止でき、太陽光発電や風力発電の変動の平準化が可能であるという特性も踏まえ、廃棄物以外を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いを決定すべきである。	2018年度の調達価格等算定委員会では、主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いについて議論を行い、直接燃焼が可能な原料をガス化することで社会的なトータルコストが増加し、その増加分を高い調達価格で買い取るにより国民負担を増大することや、主産物や副産物を原料とする場合、廃棄物と異なる燃料費を要することから、FIT制度からの自立化がより難しいことを踏まえて、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わないという意見が取りまとめられています。今回の記載は、この意見を尊重したものです。今後、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られれば、調達価格等算定委員会においてFIT制度における取扱いを検討いただくこととなります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
36	<p>廃棄物以外を原料とするメタン発酵バイオガス発電については、欧州では直接燃焼と同じ取扱いがされている。欧州の例も参考に、一般木材等バイオマス発電区分として取扱い、状況を注視しつつ、必要に応じて別の区分を設定する対応とすることが適切である。その際、廃棄物以外を原料とするものは、純粋にエネルギー製造が目的となるため、IRRは1%ではなく、他の区分並みに設定するべきである。</p>	<p>2018年度の調達価格等算定委員会では、主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いについて議論を行い、直接燃焼が可能な原料をガス化することで社会的なトータルコストが増加し、その増加分を高い調達価格で買い取るにより国民負担を増大することや、主産物や副産物を原料とする場合、廃棄物と異なる燃料費を要することから、FIT制度からの自立化がより難しいことを踏まえて、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わないという意見が取りまとめられています。今回の記載は、この意見を尊重したものです。今後、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られれば、調達価格等算定委員会においてFIT制度における取扱いを検討いただくこととなります。</p>
37	<p>メタン発酵バイオガス発電区分は廃棄物(下水汚泥、食品残さ、家畜糞尿等)を原料とすることを想定して調達価格等の設定を行っているとするが、廃棄物であれば種類は問わないのか。「等」に含まれるものとして何が想定されるのか。</p>	<p>メタン発酵バイオガス発電については、廃棄物を前提に調達価格等の設定を行っており、この際に想定されていた原料は、下水汚泥、生ごみ(食品残さ)及び家畜糞尿ですが、これ以外の原料であっても廃棄物として認められるものがあれば、引き続きメタン発酵バイオガス発電区分としてFIT制度の対象となるため、「等」と記載しています。</p>
38	<p>メタン発酵バイオガス発電で、主産物や副産物を廃棄物に加えて原料とした場合については、FIT制度の新規認定の対象とすべきである。</p>	<p>メタン発酵バイオガス発電については、廃棄物を前提に調達価格等の設定を行っており、主産物や副産物をメタン発酵によりガス化させたものを燃料として発電を行うことは、調達価格等の設定時に想定されていません。2018年度の調達価格等算定委員会では、こうした発電方法の取扱いについて議論を行い、直接燃焼が可能な原料をガス化することで社会的なトータルコストが増加し、その増加分を高い調達価格で買い取るにより国民負担を増大することや、主産物や副産物を原料とする場合、廃棄物と異なる燃料費を要することから、FIT制度からの自立化がより難しいことを踏まえて、具体的な事業計画に基づく詳細なコストデータが得られるまでの当面の間、FIT制度の新規認定を行わないという意見が取りまとめられています。この意見を尊重し、主産物や副産物を廃棄物に加えて原料とする場合も含めFIT制度の新規認定を行わないとの対応を決定しています。</p>